

学校感染症による出席停止に関するお願い

学校感染症にかかった時、または疑いがあるときは、学校保健安全法の規定により、他の生徒に感染しないように、出席停止の措置または、休校の措置をとります。学校生活が安全に実施されますよう感染予防においてご協力くださいますようお願いいたします。

1. 帰省中に学校感染症にかかった場合（疑いも含む）

- ①帰省中にインフルエンザなどの学校感染症が確認された場合は、必ず、学校へ連絡をしてください。
 - ②主治医の登校許可が出てから帰寮をお願いします。それまでは、出席停止となります。欠席の扱いになりませんので、許可がでるまでしっかり療養をしてください。
 - ③帰寮にあたっては、「罹患証明書」の提出をお願いします。
- *「罹患証明書」はこちらでダウンロードしてご利用になるか、学校でもお渡しします。

2. 在寮中に学校感染症にかかった場合（疑いも含む）

- ①在寮中に、学校感染症の疑いがある場合は、原則自宅での療養をお願いしています。お迎えとともに受診をしてください。
- ②学校感染症または疑いと診断された場合は、出席停止とし、1. の項目と同様に療養と「罹患証明書」の提出をお願いします。
- ③学校から学校医等に受診し、学校感染症または疑いと診断された場合は、学校から病院へ「罹患証明書」の依頼を行います。学校医等の指示に従い、自宅で療養をしてください。

◎学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第一種	第二種	第三種
<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群 <p>（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痘そう（天然痘） ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・ジフテリア ・鳥インフルエンザ（N5H1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症
<p>感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」に指定されたものは第一種に準じる扱いとする。</p>	<p>飛沫感染をする感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校での流行の可能性の高いもの。</p>	<p>学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。</p>

*第三種の「その他の感染症」については、医師が、出席停止が必要と認める感染症となります。本校では、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や流行性嘔吐下痢症なども医師が認めれば、「その他の感染症」の対象として検討します。

◎出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第 19 条）

第一種	治癒するまで
第二種	
インフルエンザ	：発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹	：解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	：耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	：発疹が消失するまで
水痘	：すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	：主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	：症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	：症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで